淡 環 第 185 号 令和6年(2024年)12月11日

令和5年度 太陽光発電システム設置者 様 ○○ ○○ 様

公益財団法人 淡海環境保全財団 理事長 髙木 浩文(公印省略)

太陽光発電システムの利用状況の報告について(依頼)

平素は、CO₂ネットゼロ社会づくりの推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度に交付決定を行いました淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金(太陽光発電システム分)について、要件である自家消費率(30%以上)を確認したいので、同補助金要綱第17条の規定に基づき、太陽光発電システムの利用状況を下記により報告いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告物 : 別紙利用状況報告書および添付書類

2. 報告対象期間:令和6年1月1日~令和6年12月31日

3. 提出期限 : 令和7年1月31日(金)

4. 提出方法 : 電子メールまたは郵送 (同封の封筒で)

5. その他

- ※発電開始日が令和6年1月1日以降の場合は、発電開始日から令和6年12月31日までが対象となります。
- ※自家消費率が 30%未満となる場合、補助金の交付決定を取り消し、 返還していただく場合があります。
- ※報告書の様式は当財団のHPに掲載しています。

【報告書の提出先、お問合せ先】

公益財団法人 淡海環境保全財団 担当:天野、後藤

TEL: 077-569-5301 メールアドレス: pv@ohmi.or.jp

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町字帰帆 2108 番地

淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金 利用状況報告書(太陽光発電システム)

令和 年 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団 理事長

<u>住所</u>		
氏名		
電話番号		

淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金要綱第17条 の規定に基づき、下記のとおり太陽光発電システムの利用状況を報告します。

記

- 算入した設備(どちらかに○を)
 太陽光発電システム ・ 太陽光発電システム及び蓄電池)
- 2. 発電開始年月日 令和 年 月 日
- 3 令和6年の発電状況 (R6/1/1 (もしくは発電開始日) ~R6/12/31)

年間発電電力量	1	kwh
年間自家消費電力量	2	kwh
年間売電電力量	3	kwh
※売電気	→	
④自家消費率 ②÷	·①×100	%
⑤自家消費率 (①-③) ÷	·①×100	%

※自家消費率は④か⑤いずれかに記入してください。

4 関係書類

・発電電力量、自家消費電力量、売電電力量を確認することができる資料 例:モニター画面の写真等(添付書類を参考にしてください)

■自家消費率の計算について

〇自家消費率とは

太陽光発電システムが生成した発電量のうち、家庭で消費した電力量の割合

〇計算方法

(1) モニター画面等に「自家消費量」が表示される場合

①年ごとの表示の場合

(モニター画面)

2024年

発電量 5000 kwh

自家消費量 3800 kwh

※自家消費率 3800÷5000×100=76%

②月ごとの表示の場合

(モニター画面)

2024年1月

発電量 500 kwh

自家消費量 350 kwh

(モニター画面)

2024年2月

発電量 400 kwh

自家消費量 200 kwh

12ヶ月分の発電量

 $500+400+ \cdot \cdot = 5000$ kwh

※自家消費率

12ヶ月分の自家消費量

 $350 + 200 + \cdot \cdot = 3800 \text{kwh}$

 $3800 \div 5000 \times 100 = 76\%$

(2) モニター画面等に「自家消費量」は表示されないが「売電量」が表示される場合

①年ごとの表示の場合

(モニター画面)

2024年

発電量 5000 kwh

売電量 1200 kwh

|※自家消費率 (5000-1200) ÷5000×100=76%

②月ごとの表示の場合

(モニター画面)

2024年1月

 発電量
 500 kwh

 売電量
 50 kwh

(モニター画面)

2024年2月

 発電量
 400 kwh

 売電量
 80 kwh

.

12ヶ月分の発電量

 $500+400+ \cdot \cdot \cdot = 5000 \text{kwh}$

※自家消費率

12ヶ月分の売電量

 $50+80+ \cdot \cdot = 1200 \text{kwh}$

 $(5000-1200) \div 5000 \times 100 = 76\%$

〇注意事項

- ① 発電量、自家消費量(または売電量)の12ヶ月分の数値が確認できる資料を添付してください。
 - ・月ごと (1月~12月分) もしくは年ごと (2024年) のモニター画面の写真。
 - ・パソコンやスマートフォンの画面写真、電力会社のお知らせ等でも結構です。
- ② 発電開始日が令和6年1月1日以降の場合は、発電開始日から令和6年12月31日までを対象として下さい。
- ③ 自家消費率が30%未満となる場合、補助金の交付決定を取り消し、返還していただく場合があります。

いずれも 2023 年の例ですが、報告は **2024 年**の 数値でお願いします。

■太陽光発電システム モニター画面の例

① S社(2023年の数値)



積算発電量 6,047kwh

発電量=6,047kwh 売電量=3,626kwh 自家消費率=(6,047-3,626)÷6,047=40.0%

> 積算売電量 3,626kwh

②P社 (2023年の数値)



発電量=7,357.6kwh 売電量=3,979.3kwh 自家消費率= (7,357.6-3,979.3) ÷7,357.6 =45.9%

③スマホ画面 (2023年の数値)



発電量=6.56Mwh=6,560kwh 自家消費量=2.21Mwh=2,210kwh 自家消費率=2,210÷6,560=33.7%

④月ごとの数値がわかるモニター画面の例

· S社





• P社

